

延岡市長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の市政への理解と信頼を深め、公正で透明な市政を推進していくため、市長交際費の公表に関し必要な事項を定める。

(公表する内容)

第2条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出先・内容等

(公表の時期)

第3条 市長交際費の公表は、別記様式により当月分を翌月の15日までに行うものとする。

(公表の方法)

第4条 市長交際費の公表は、延岡市のホームページに掲載するとともに、延岡市情報公開センターにおいて閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。